主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点乃至第三点について。

原判決の挙示する証拠によれば、原判決摘示のとおり、本訴物件は所有者である上告人の依頼によりDが上告人を代理して、上告人から指示された代金額で被上告人に売渡したもので、現に被上告人の所有に属することを認めることができる。原審の採証に所論のような違法をみとめることはできないし、その余の論旨は要するに原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものに過ぎない。論旨はすべて採用することができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。 右は、全裁判官一致の意見である。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	藤	田	八	郎